

地球温暖化対策実行計画の概要

平成19年8月8日

1. 地球温暖化対策実行計画策定の背景

(1) IPCC第4次評価報告

平成19年に入り公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次評価報告書では、地球温暖化に関して以下の内容が確認された。

- 地球温暖化は人為起源の温室効果ガスの増加が原因とほぼ断定。
- 引き続き化石燃料に依存した高い経済成長を目指す社会が続くならば、今世紀末の気温上昇は4.0℃に達すると予測される。
- 過去100年間における0.74℃の気温上昇が世界の気候に与えた影響を鑑みると、今後同レベルの排出を続けることの危険性は明らか。
- 気候を安定化させ、気候変動による悪影響が危険なレベルを超えないためには、温室効果ガスの削減を直ちに開始し、排出量を現在の半分以下に削減しなければならない。

温室効果ガス削減への早急な取り組みが地球温暖化防止の鍵を握る！

(2) 地方公共団体における地球温暖化対策実行計画策定の法的枠組み

- 平成10年 「京都議定書」の採択（1997年（平成9年））を受け、地球温暖化対策に取り組むための枠組みとして「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」と称す）」が成立した。この中で、地方公共団体の責務として「地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」と称す）」の策定及び公表等が義務付けられた。
- 平成17年 「温対法」改正案が閣議決定され、「実行計画」策定後の年度毎の見直し・公表等が義務付けられた。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）
（平成十年十月九日法律第百十七号）

最終改正：平成一八年六月七日法律第五七号

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

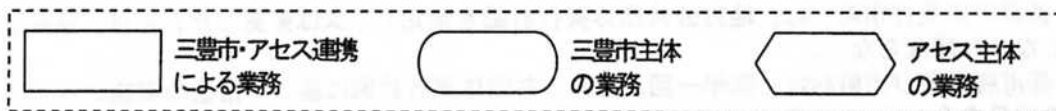
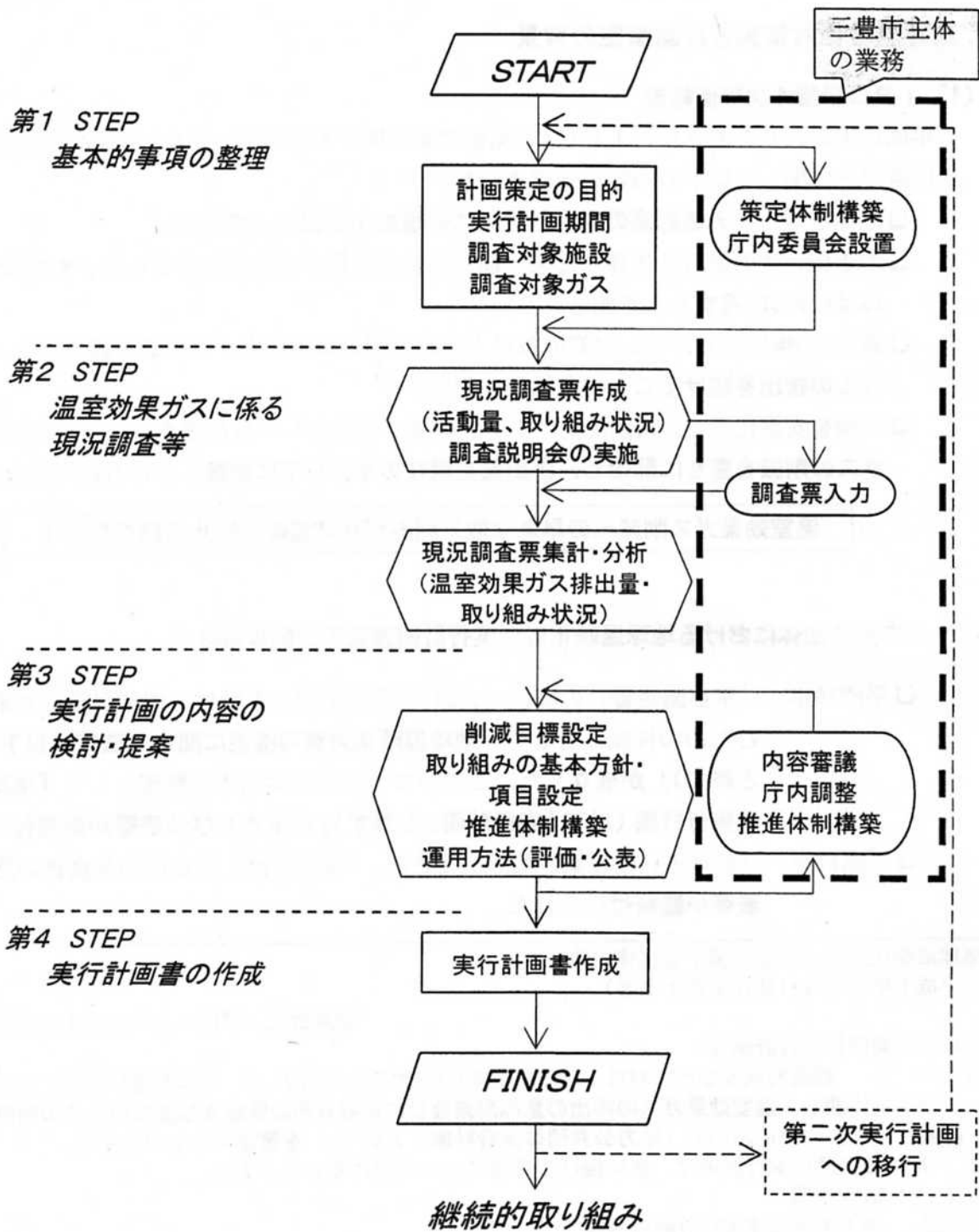
3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

「実行計画」策定は地方公共団体の責務（法律の順守）である！

2. 「実行計画」策定の基本的事項

(1) 「実行計画」策定の手順



(2) 「実行計画」の概要及び三豊市における位置付け

「実行計画」は、地方公共団体が独自に設定した基準年における温室効果ガス排出量を推計し、同排出量に対する削減目標、目標達成のための温室効果ガス削減措置及び期間について定めるものである。なお「実行計画」策定後は、計画に基づく措置の実施により実行計画期間内の削減目標達成を目指す。

- 「環境基本計画」における地球環境保全への取り組みとして位置付けられる。
- 「実行計画」に新エネルギー導入に関する施策を盛り込むことで、「新エネルギービジョン」における民政業務部門の取り組みとしても位置付けられる。
- 行政の率先行動として環境保全施策の中核的な計画となる。

(3) 実行計画策定の意義及び目的

- 地球温暖化の防止
- 法律の遵守（温対法 第21条）
- 行政の率先行動（住民・事業者に対する普及啓発）
- 職員の意識向上
- 電力・燃料使用量削減による経費節減

(4) 実行計画の期間

①基準年

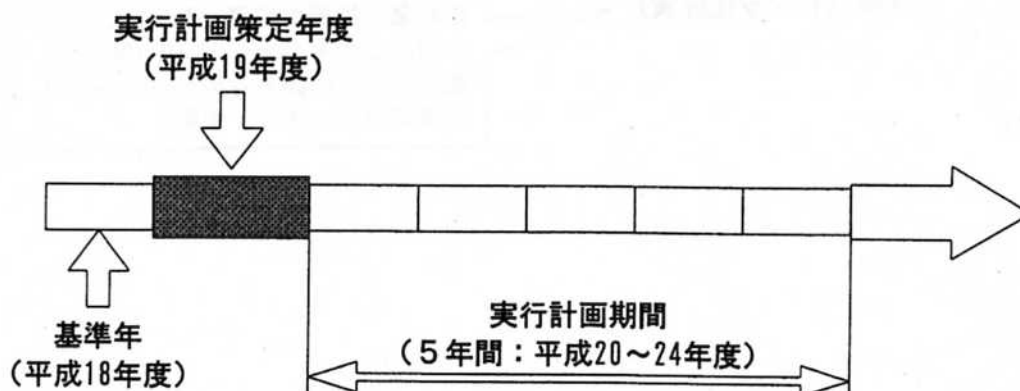
「基準年」は、実行計画の基準となる温室効果ガス排出量を算定する対象年度であり、活動量データ等の調査が可能な直近年度である平成18年度に設定する。

□ 基準年 : 平成18年度

②実行計画期間

「地球温暖化対策に関する基本方針」において実行計画期間の年数は5年間とされており、実行計画策定以降の5年間を実行計画期間に設定する。

□ 実行計画期間 : 平成20～24年度



(5) 調査対象

①計画の対象範囲（調査対象施設）

「実行計画策定マニュアル（環境省）」において、温室効果ガス排出量算定の範囲は、行政の事務および事業（地方公共団体の職員が直接実施するもの）全てが対象とされる。なお、行政の直接管理下でない第三セクターや指定管理者に移管した施設は基本的に対象範囲外であり、調査は任意となる。

排出量算定の対象となる事務及び事業（「実行計画策定マニュアル」より抜粋）

対象範囲	庁舎、廃棄物処理、水道、下水道、公営交通、公立学校、公立病院等
対象範囲外	他社に委託して行う事務または事業（指定管理者制度を含む）

□計画の対象範囲

- 市が管理する全事務・事業

ただし、調査対象範囲にあっても、活動量（温室効果ガス排出の原動力となる電気・燃料消費量等）の把握が困難な施設・設備（例：街灯電力等）については対象から外すものとする。

②対象とする温室効果ガス

「温対法」では、6種類の温室効果ガス（6ガス）が削減の対象とされている。ただし、計画の対象範囲（調査対象施設）における排出状況や実情を勘案し、対象ガスを4種類に絞り込む。

□対象とする温室効果ガス：4ガス

- ① CO₂（二酸化炭素）
- ② CH₄（メタン）
- ③ N₂O（一酸化二窒素）
- ④ HFC（ハイドロフルオロカーボン類）
- ⑤ PFC（パーフルオロカーボン類）
- ⑥ SF₆（六フッ化硫黄）

産業部門での排出が主体であり、行政事務・事業での排出は無いものと推測される。

活動量の把握が困難であり、なおかつ全排出量に占める比率が小さい（0.1%以下）ものと推測されるため調査対象から除外する。（「実行計画策定マニュアル」参照）

(6) 現況調査の内容

実行計画策定のための現況調査内容は以下2点が挙げられる。

- 温室効果ガス排出量算定のための活動量調査
- 地球温暖化対策への取り組み状況アンケート調査

なお、現況調査に先立ち、調査担当者への説明会を実施する。

① 温室効果ガス排出量算定のための活動量調査（現況調査その1）

温室効果ガス排出の原動力となる活動量の調査・把握を目的として調査する。

- 専用の活動量調査表を表計算ソフト「エクセル」で作成
 - 庁内LAN等のネットワーク上での調査票の配布・回収を予定している。またネットワーク環境下でない職場・施設については紙ベースでの配布・回収で対応する。
- 活動量調査票の入力支援策として「調査要領書」を併せて作成・配布
- 活動量調査は各課の調査担当者が行う
 - 調査担当者は各課で1名選出し、各所属課および各課で管理する施設の活動量調査にあたる。
- 調査する活動量（下表参照）

調査項目		調査対象	単位
全施設	電気使用量※	使用量を集計・管理している課及び施設 例1：庁舎燃料・電力使用量 ⇒ 管財課が調査 例2：公用車燃料使用量 ⇒ 車両管理課が調査	kWh
	ガソリン		ℓ
	軽油		ℓ
	灯油		ℓ
	A重油		ℓ
	液化石油ガス（LPG）		m ³
	車両情報		公用車を管理している課及び施設
間接的項目	水道・用紙使用量、及びごみ排出量を集計・管理している課及び施設	m ³ , kg	
施設特定	麻酔剤（笑気ガス）	病院のみ	Kg
	下水・し尿処理量	下水処理場、し尿処理場のみ	m ³

※：温室効果ガスは、発電の過程で電力事業者から排出されますが、電力使用量に見合った排出量は電力使用者側が排出しているものと見なして調査します。

②地球温暖化対策への取り組み状況アンケート調査（現況調査その2）

職場単位（本庁・支所は課単位、その他は施設単位）での日常の地球温暖化対策への取り組み状況について把握することを目的として調査する。アンケート調査結果は、削減目標の設定、並びに実行計画の取り組み内容検討のための指標として活用する。

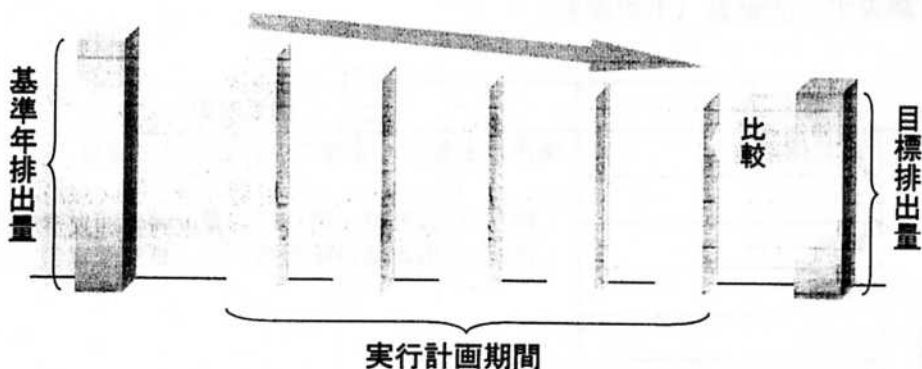
- 電気・公用車・給湯等の分類毎に温室効果ガス削減行動に関するアンケート調査票を作成
- アンケート調査票は活動量調査票同様に表計算ソフト「エクセル」で作成
活動量調査票同様、ネットワーク上での配布・回収を予定している。
- アンケート調査は各課・施設の調査担当者が行う
調査担当者は各課・施設で1名選出し、日常の取り組み状況について回答する。

(7) 実行計画に盛り込む内容の検討

①削減目標の設定

取り組み状況アンケート調査結果や温室効果ガス排出状況等を基に、施設毎の温室効果ガス削減量を予測し、予測された全ての温室効果ガス削減量の総和を実行計画における温室効果ガス削減目標として設定する。

なお削減目標は、基準年の温室効果ガス排出量に対する削減比率で示すものとする。



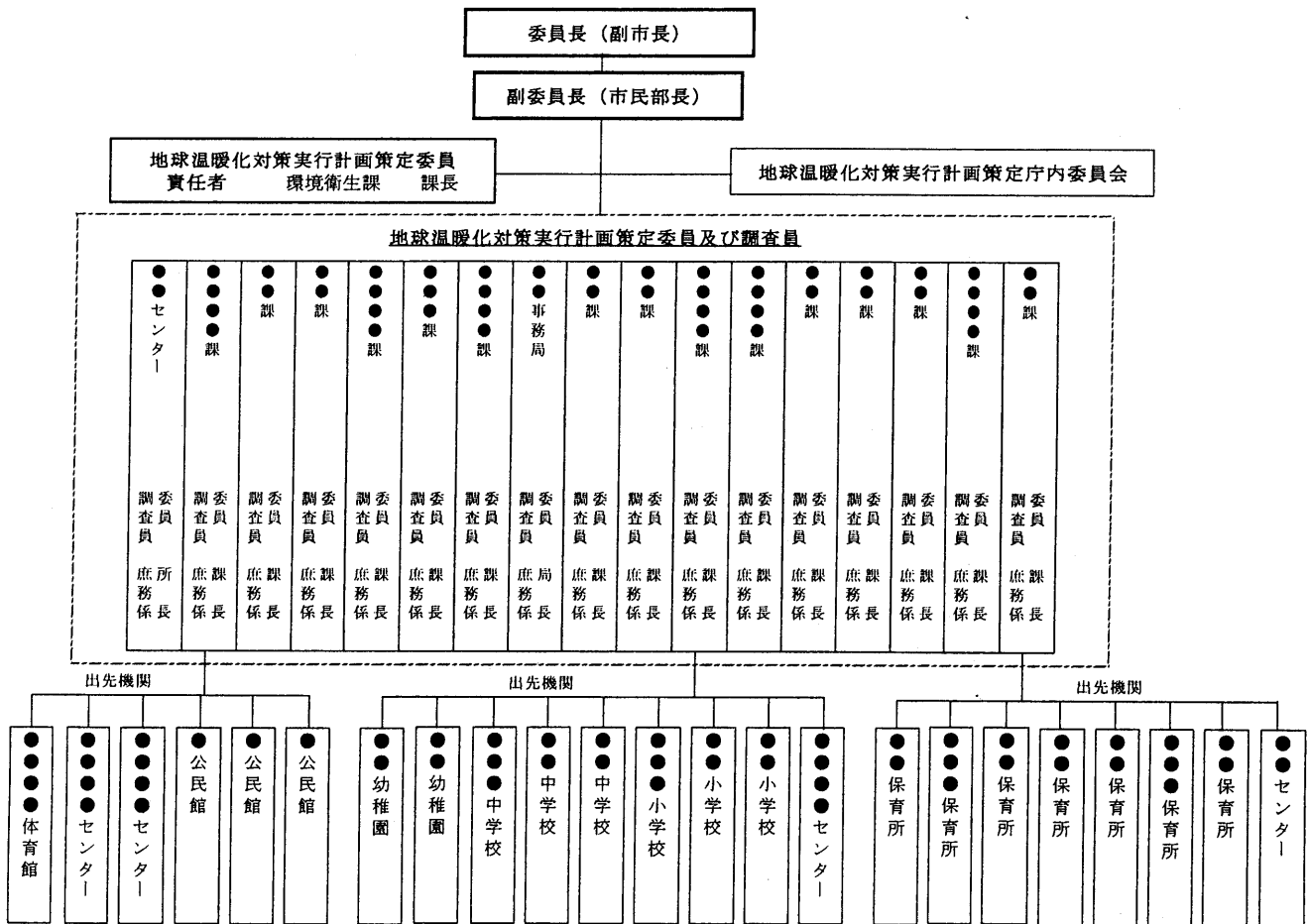
削減目標：基準年排出量に対して設定した温室効果ガスの削減比率

②地球温暖化対策への取り組み内容の設定

取り組み内容を概略以下のように分類し、分類毎に取り組み項目を設定する。

- ソフト的な取り組み行動
- 施設改修等ハード的取り組み
- ごみ減量等行政施策に関わる取り組み
- その他の取り組み

3. 実行計画推進体制の設定



□ 委員長（副市長）

「実行計画」策定に関わる総指揮を執る。

□ 副委員長（市民部長）

委員長を補佐し、委員長不在時等にその職務を代理する。

□ 地球温暖化対策実行計画策定庁内委員会（庁内委員会）

「実行計画」策定に関わる調査状況や検討内容、あるいは「実行計画」の事務局案を審議すると共に、要望事項等を適宜指示します。なお庁内委員会は課長会や所属長会等既存の組織を母体として設置します。

□ 地球温暖化対策実行計画策定庁内委員会責任者（環境衛生課長）

「実行計画」策定に関わる事務局として機能し、現況調査や検討を経て、最終的に「実行計画」素案をとりまとめ、調査状況と併せて庁内委員会に報告する。また「実行計画」策定に関する窓口として、現況調査、庁内委員会や職員への説明会の開催、あるいは外部との連絡調整を行う。

三豊市地球温暖化対策実行計画策定庁内委員会設置要綱を次のように定める。

平成19年7月31日

三豊市長 横山 忠 始

三豊市訓令第20号

三豊市地球温暖化対策実行計画策定庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の規定に基づき、本市が実施すべき地球温暖化対策の基本目標として方向性を示す「三豊市地球温暖化対策実行計画」を全庁的な取り組みの中で円滑に実施し、また、計画策定に必要な調査、研究を行うことを目的として、三豊市地球温暖化対策実行計画策定庁内委員会（以下「庁内委員会」という。）を設置する。

(所轄事項)

第2条 庁内委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 三豊市地球温暖化対策実行計画の策定に関する事項
- (2) 三豊市地球温暖化対策実行計画の推進方策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、三豊市地球温暖化対策実行計画に関する必要な事項

(組織)

第3条 庁内委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は市民部長をもって充てる。
- 3 委員の責任者として、環境衛生課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる各部局の課、支所等の所属長の職にあるものをもって充て、その所管する施設を総括する。
- 5 調査対象となる施設に関する調査を行うため、当該施設を所管する所属に調査員を置くことができる。
- 6 調査員は、委員が各所属の職員のうちから指名する。
- 7 委員は、前項の規定により調査員を指名したときは、速やかに委員長に報告しなければならない。その指定を変更したときも、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(委員等の任務)

第6条 委員は、審議事項について責任を持って各課の職員に指示・報告そして啓発する。

2 調査員は調査、ヒアリング等を取りまとめ、委員に報告する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、環境衛生課に置く。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、庁内委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成19年8月1日から施行する。

2 この訓令は、委員会の解散をもって、その効力を失う。

別表

本庁	三豊市行政組織規則（平成18年三豊市規則第6号）第4条並びに第5条に規定する課
支所	三豊市行政組織規則第14条に規定する課
教育部	三豊市教育委員会の事務局の組織に関する規則（平成18年三豊市教育委員会規則第7号）第2条に規定する課並びに第2条の2に規定する教育機関等
教育事務所	三豊市教育委員会の事務局の組織に関する規則第2条に規定する教育事務所
水道局	三豊市水道局事務分掌規程（平成18年三豊市水道事業管理規程第1号）第2条に規定する課
永康病院	三豊市立永康病院組織規則（平成18年三豊市規則第180号）第2条に規定する課
議会事務局	三豊市議会事務局処務規則（平成18年三豊市議会規則第4号）第2条に規定する事務局
監査事務局	三豊市監査委員事務局処務規則（平成18年三豊市条例第37号）第2条に規定する事務局
農業委員会事務局	三豊市農業委員会規程（平成18年三豊市農業委員会告示第1号）第4条に規定する事務局